

役員選挙について

1. 2025年4月から9月に役員選挙が行われます。
2. まず選挙人登録を行います。この登録は、一般社団法人日本公衆衛生学会定款および役員選出に関する規程による、地域別、職能別選挙人名簿作成のため、普通会员すべてについて行われるものです。(72巻1号61頁の本学会定款および役員選出に関する規定をご参照下さい。)
3. 選挙人登録をしていない方は投票することができません。
4. 選挙人登録は、日本公衆衛生学会ホームページ (<https://www.jsph.jp>) の会員専用ページから2025年4月1日以降行うことができます。会員専用ページへのログインには、ID およびパスワードが必要となりますので、ご確認ください。
5. 登録期日は2025年5月1日(木) 23時59分までですが、事務手続上、早めに行ってください。
6. 登録者の資格は、2024/25年度(2024年9月～2025年8月)のまでの会費をすべて納入済の方です。未納の方は大至急納入して下さい。納入状況は、会員専用ページでご確認ください。
7. 選挙人登録のページについて、下記にご注意ください。
 - (1)会員番号、所属、メールアドレス、登録地域、職能区分が正しいことをご確認ください。
 - (2)登録地域は、選挙を行うための登録を希望する都道府県名であることを確認してください。異なっている場合は会員専用ページの会員情報編集のページより変更してください。(勤務先、自宅のいずれでも結構です)。
 - (3)職能区分はあなたの有している資格もしくはあなたの従事している職種のうち最も相応しいものが選択されていることを確認してください。変更する場合は、会員情報編集のページより変更してください。(職能区分を代表する役員を選出するために重要な区分になります。)
8. 本件に関するお問い合わせは学会事務局へお願いいたします。

2025年2月1日

一般社団法人日本公衆衛生学会
選挙管理委員会

委員長 高橋 秀人